

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 中世ウェールズにおける窃盗裁判： 法慣習と人々の認識

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-05-21 キーワード (Ja): ウェールズ法, ウェールズ法の法慣習, 窃盗裁判, 中世ウェールズにおける人々の窃盗認識, ギラルドゥス・カンブレンシス キーワード (En): 作成者: 永井, 一郎 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000387">https://doi.org/10.57529/0002000387</a>

---

---

# 中世ウェールズにおける窃盗裁判 －法慣習と人々の認識

■ 永井 一郎

---

## ▶ 要 旨

本稿で私は、「ウェールズ法」の窃盗関連規定の検討を通じて12世紀以前のウェールズ社会の一側面を明らかにしたいと考えている。

現存の「ウェールズ法」は4つの版に分類されていて、それぞれ12世紀末から13世紀後半の間に編纂されたと推定されている。しかし、同法はこの時期に全く新しく立法されたのではなく、むしろ多くの規定が既存の法規範を基に成文化されたものであることが分かっている。本稿はこうした古い法規範を法慣習と呼んでいる。

検討作業は次の3点である。

- (1) 窃盗裁判の規定を検討し、そこから12世紀以前の法慣習に基づく窃盗裁判の在り方を探る。
- (2) 古い窃盗裁判の背後に潜む窃盗に関する人々の認識を推測する。
- (3) 12、13世紀のウェールズ人支配者たちが定めた窃盗防止・処理の方法を確認し、これと住民が持ち続けていた窃盗認識とのずれを探る。

最後に「付論」では、上記のずれに着目して、なぜギラルドゥス・カンブレシスがウェールズ人はみな盗人であると酷評したのか、ひとつの仮説を提示する。

## ▶ キーワード

「ウェールズ法」、 「ウェールズ法」の法慣習、 窃盗裁判、 中世ウェールズにおける人々の窃盗認識、  
ギラルドゥス・カンブレシス

## 目次

- I はじめに
- II 「ウェールズ法」
- III 「問いかけ」(告発)
- IV 「返答」(抗弁)と保証宣誓
- V 「国の宣誓」(最終判定)
- 付論 「ウェールズ人は手あたりしだい何でも盗む」

## I はじめに

---

「ウェールズ法 (Cyfraith Hywel, The Welsh Laws)」<sup>(1)</sup>には古い法慣習に根ざすと推定される規定が多数含まれていて、同法の大きな特徴となっている。本稿で私はこうした古い規定を検討しながら、源となった法慣習を推定し、さらに、その背後にあった人々の認識を探ってみたいと考えている。

私はこれまでもほぼ同じ目的をもって同法を検討したことがある。しかし、その際採った方法は不十分なものであった。具体的な作業で言えば、校本間の異同等史料状況から古い起源を持つと推定される規定を順次取り上げて、規定ごとに起源ないし有効年代を推定するにとどまり、各規程の中に埋め込まれた法慣習をそれとして抽出することはなかった。規定全体が古ければ法慣習に近いはずという漠然とした判断を持ち、それでとりあえず満足していたのである。

この方法のどこが問題なのか、少し説明しよう。

現存の「ウェールズ法」は、次節で説明するが、ウェールズを12ないし13世紀に統治していた、あるいは、統治を目論んでいた支配者たちの下で編纂されたもので、当然そこには彼らの統治意図が反映している。また、編纂の際に古い法慣習が多数取り入れられたのは確かだが、それがどの部分なのかは明記されていない。したがって、古い起源を持つと分かる規定でも、そこに混入している新しい要素ないしルールを摘出せぬままに規定単位で検討すると、誤った理解に導かれる危険性がある。当然これは問題であり、新しい工夫が必要である。

本稿で私は、次のような方法を試みたいと考えている。①取り上げる規定を表現や内容によっていくつかの部分に分け、各部分のいわば出自を可能な限り推定する。古い出自を見つける代表的な手がかりは単純な三題歌や古拙な表現である。②こうした手掛かりが見つかれば、それを中軸として規定全体を読み直し、源となっている法慣習の内容を推定する。③探り出した法慣習をいくつか組み合わせると矛盾なく関係づけることができれば、12世紀以前のウェールズ社会が、それも、統治の仕組みではなく人々の生活の一部が浮かび上がってくる可能性が高い。④さらにそこから、法慣習を保持していた人々の認識や判断基準を推測することもできる。

こうした方法を採用すれば何か新しい知見が得られると私は期待している。

本稿は2つの目的を持っている。

第1の中心的な目的は、上記の検討を窃盗関連規定について試みることである。

第2に、副次的な目的として、そこで得られた結論がどこまで別の同時代史料の理解に役立つか試してみたい。具体的に言えば、12世紀第4四半期から13世紀初頭にかけてウェールズで活躍した文筆家ギラルドゥス・カンブレシス（Giraldus Cambrensis）がウェールズ人に対して下している酷評、「彼らは手あたりしだい何でも盗む」という記述を<sup>(2)</sup>「ウェールズ法」の窃盜関連規定と照合し、彼がなぜこのように判断したのか推測するのである。

本稿はいくつかの先行拙稿を利用している。

第2節で紹介する「ウェールズ法」の史料状況は、「『ウェールズ法』とハウエル・ザ王」<sup>(3)</sup>、「ウェールズの古法－12世紀以前の史料から」<sup>(4)</sup>、「『ウェールズ法』のマニュスクリプト・グループ」<sup>(5)</sup>でも紹介、検討しており、本節と重なる部分が少なくない。

窃盜関連規定を紹介、検討している第3～第5節では、「早期中世ウェールズにおける窃盜」<sup>(6)</sup>を継承しながら、そこで引用されている関連規定を新たに法慣習と人々の認識の観点から解釈し直している。また、「『ウェールズ法』における動産『所有』権の確認」<sup>(7)</sup>は窃盜と表裏の関係にある人々の「所有」認識を探った拙稿である。さらに、窃盜もその対象となる古い裁判手続きについては、拙稿「良い人々、長老たち、判事たち－早期中世ウェールズの紛争解決」<sup>(8)</sup>の結論を利用している。

付論で取り上げるギラルドゥスの記述に関する議論は、「『ウェールズ案内』におけるギラルドゥス・カンブレシスの二元性」<sup>(9)</sup>、「ギラルドゥス・カンブレシスの帰属意識」<sup>(10)</sup>、「『ウェールズ案内』を見直す－著者ギラルドゥスの執筆意図を手掛かりに」<sup>(11)</sup>で得た結論を前提にしている。

## Ⅱ 「ウェールズ法」

---

本節は準備作業として、「ウェールズ法」の史料状況、内容構成、編纂事情を簡潔に紹介し、個別規定を検討する際に留意すべき点を確認する。

現在「ウェールズ法」のマニュスクリプトは80点ほど残されていて、そのうち14点が13世紀中に、8点が14世紀中に作られたものである。いずれも元本ではなく、先行するマニュスクリプトの写本である。元本の構成や内容は現存マニュスクリプトから推定するほかないのであるが、これはかなり複雑で難しい作業となる。そこで、ここでは、最も精緻かつ網羅的に13、14世紀のマニュスクリプトを比較検討し、相互の関係を明らかにしているチャールズ・エドワーズ（Charles-Edwards, T. M.）の理解を踏まえて<sup>(12)</sup>、本稿

にとって重要な情報を挙げておこう。

現存マニユスクリプトは通常4つのグループに分けられ、グループごとに校本が出版されている。「カヴネルス本 (Llyfr Cyfnerth)」<sup>(13)</sup>、「イオルウェルス本 (Llyfr Iorwerth)」<sup>(14)</sup>、「ブレギウリッド本 (Llyfr Blegywryd)」<sup>(15)</sup>、「ラテン語版 (Latin Manuscripts)」<sup>(16)</sup>である。

このグループ分けには2つの基準が使われている。ひとつは特徴的な構成や内容によるもので、前の3グループはこの基準を採っている。これに対して「ラテン語版」は文字通り使用言語によってまとめられたマニユスクリプト・グループである。また、このグループのマニユスクリプトの多くは、構成・内容から言えば前の3グループのどれかに属する。したがって、ウェールズ語の3グループ分けを生かして議論する際には、マニユスクリプト・レベルで検討する必要がある。

各グループの古いマニユスクリプトと校本について簡単に説明しておこう<sup>(17)</sup>。「カヴネルス本」マニユスクリプトの中で13世紀につくられたものは2点、14世紀のものが2点ある。この版の代表的校本は欠損部分などを考慮して、13世紀と14世紀のマニユスクリプトそれぞれ1点を組み合わせる底本としている。「イオルウェルス本」では、13世紀のマニユスクリプトが6点、14世紀のものが2点現存している。代表的校訂本で使われているのは13世紀のマニユスクリプト1点である。

「ブレギウリッド本」は13世紀のマニユスクリプトが2点、14世紀のものが4点残されている。代表的な校訂本は、13世紀と14世紀のマニユスクリプトをそれぞれ1点組み合わせるにつくられている。「ラテン語版」の代表的校本は底本を定めずに現存するマニユスクリプトをそのまま収録している。その中で13世紀につくられたマニユスクリプトは4点で、14世紀のものはない。

では、4グループの関係をどのように理解したらよいか。まず手がかりとなる点について、推測を含めて説明しよう<sup>(18)</sup>。

ウェールズ語マニユスクリプトを3つのグループに分ける主たる手がかりのひとつ、すなわち、特定の人や場所に関する言及から元本が編纂された時期と地域を推測すると、「カヴネルス本」は12世紀第4四半期に南ウェールズで、「イオルウェルス本」は13世紀前半に北ウェールズで、「ブレギウリッド本」はそれより後の13世紀中に南ウェールズで編纂された可能性が高い。なお、「イオルウェルス本」には「[判事の] テクストブック (Llyfr Prawf)」と名付けられたセクションがあり、編纂に伝統的な法の専門家が関わったことが分かっている。

「ブレギウリッド本」は大変複雑な構成となっていて、「カヴネルス本」、「イオルウェルス本」を合わせて作られたと推定される。さらに13世紀のラテン語マニユスクリプトか

ら翻訳されたものまで含まれている、

「ラテン語版」は使用言語によってまとめられているので、ウェールズ語マニユスクリプト・グループと同様な共通の特徴はない。最も古い「ラテン語マニユスクリプト A」はウェールズ語からの翻訳である。翻訳は 12 世紀末に南ウェールズで行われたと推定され、「カヴネルス本」に近い内容を持っている。他のラテン語マニユスクリプトは、「マニユスクリプト A」にウェールズ語マニユスクリプトからの翻訳を追加してつくられ、その際「カヴネルス本」以外の特徴的な記述が混入したのではないかと推測されている。

次に、上記の手がかりから 4 グループは次のように位置づけられている。

「ウェールズ法」の編纂時の姿を伝えている可能性が最も高いのは「カヴネルス本」である。12 世紀末にこのような法が南ウェールズで編纂されたことはまず間違いない。

「ラテン語版マニユスクリプト A」は現存の「カヴネルス本」と同じ原本から翻訳されたと推測され、これも編纂時の姿を伝えていると考えてよい。ただし、「カヴネルス本」と比較すると、このマニユスクリプトは削除されている部分がかかなりあり、全面的に依存することはできない。

「イオルウェルス本」は「カヴネルス本」の内容を基本的に継承しているが、構成が変えられ、編纂時に改定ないし追加されたと思われる独自の規定が含まれている。いわば「カヴネルス本」の北ウェールズ改定版である。

「ブレギウリッド本」は混成テキストであり、内容は最も網羅的であるが、各規程の関係や変化を追うことは難しい。「マニユスクリプト A」を除く「ラテン語版」も同様である。

「ウェールズ法」の構成は 4 つのグループ全体としてよく似ている<sup>(19)</sup>。特に序文、「王宮の法 (Cyfraith Llys)」、*「国の法 (Cyfraith y Wlad)」*と呼ばれている 3 つの柱は共通している。「イオルウェルス本」はこのほかに「女性の法 (Cyfraith y Wraged)」*、「[判事の] テキストブック」*と名付けられたセクションが設けられている。ただし、そこに集められた規定は他のグループでは「国の法」で含まれていて、必ずしも「イオルウェルス本」独自のものではない。

現存の「ウェールズ法」はいつ、どのような目的をもって編纂されたのか。

「序文」は、10 世紀前半にウェールズを統一したハウエル善良王 (Hywel Dda) がウェールズ全域で効力を持つ法の編纂を計画し、全国から法の専門家や聖俗の有力者を招集した、また、定められた法は神の威信によって順守すべきものになった、と記している。しかし、現在ではこの序文は現存の「ウェールズ法」が編纂された際につくられた権威付けの文章であることが分かっている<sup>(20)</sup>。王ハウエルが何らかの法を編纂した可能性はあるが、確認できないから、「序文」を基にして「ウェールズ法」の編纂事情を語ることはで

きない。

「カヴネルス本」と「ラテン語版」の元本がつけられた12世紀末の南ウェールズでは、世紀初頭から侵攻を重ねて南西部まで到達していたイングランド勢力が、各地に支配の拠点を築いて、ウェールズ人勢力と対峙していた。ヘンリ二世の支配下で暫定的に戦闘が収まる時期もあったが、双方とも常に戦闘に備え、味方の勢力結集に腐心していた<sup>(21)</sup>。

こうした状況であれば、当時南部でウェールズ人勢力を統率していた人々、代表的にはデハイバース（Deheubarth）王を名乗るリース・アップ・グリフィズ（Rhys ap Gruffudd）の下で、ウェールズ人の結束を固めるひとつの方策として、独自の法を編纂する機運が生まれるのも自然であり、その成果が「カヴネルス本」元本であった可能性が高い。「カヴネルス本」にはリースの名は出てこないから単なる推測でしかないが、可能性はある。ウェールズ人勢力の結集が念頭にあれば、「序文」でかつてウェールズを統一し、デハイバース王国につながる王家を確立したハウエル善良王の名を借用するのも自然である。

「ラテン語版」の最古のマニュスクリプトの場合は、逆に南ウェールズに定着したイングランド勢力、さらには、王宮が「ウェールズ法」のラテン語訳を求めた可能性がある。目的はいわば敵を知るためである。12世紀末になるとイングランド勢力にとって征服そのものよりも、むしろ征服地をどのように統治するか、その具体的方法を探ることが重要視されていた。ウェールズ人の国家、社会、さらには人々の生活について細かく知る必要が生じ、それに「ウェールズ法」が役立つと考えられたのであろう。

このように推測すると、「カヴネルス本」の元本が12世紀末に編纂されたすぐ後に、その翻訳がつけられたのも無理なく理解できる。翻訳された場所はウェールズ語とラテン語を使いこなす語学力を持っていた人々が集うところ、具体的には南ウェールズの修道院が思い浮かぶが、確実な情報はない。

「イオルウェルス本」は13世紀前半に北ウェールズで編纂されたテキストであるが、この時期の北部ではグウィネズ（Gwynedd）公国を中心としてウェールズ人勢力が結集し、イングランドからの侵入を阻止しようとしていた<sup>(22)</sup>。12世紀末の南ウェールズとよく似た政治状況の中でこの法が編纂されたのである。確証はないが、グウィネズ公国を興したサウエリン・アブ・イオルウェルス（Llywelyn ab Iorwerth）が関係していたことも考えられる。

ただ、現存の「イオルウェルス本」には、上記のように、「判事のテキストブック」と名付けられたセクションがあり、そこに殺人、窃盗、放火など古くから人々が直面してきた犯罪や紛争に関する法慣習が収録されていること、また、「カヴネルス本」と同内容の規定が多数含まれていることを踏まえると、13世紀前半の編纂は、すでにまとめられて

いた規定集の再編集と考えるのが自然であろう。とすれば、南ウェールズと北ウェールズで別個に収録されていた法慣習が13世紀になって北ウェールズで再編されて「ウェールズ法」が完成したと見ることもできる。

ここまでは「ウェールズ法」全体、あるいは、4つのグループのレベルで紹介してきたが、実際に史料として利用するのは個別の規定である。そして、同法には10世紀以前から13世紀まで多様な起源をもつ規定が並置されているので、取り上げる規定がどの時代に有効性を持っていたのか推定しておく必要がある。

私は先行拙稿で「ウェールズ法」からいくつか重要な項目を取り上げ、その有効年代を推定してきたが<sup>(23)</sup>、得られた結論を相互に照会ないし組み合わせても、大きな問題は生じなかった。仮説の域を出ないものであるが、私がどのように判断してきたか簡単に紹介しよう。

まず形式的な基準として、取り上げる事項がどのグループに記されているか調べる。一般的に言って4つのグループに共通している規定は古い起源を持つ可能性が高い。すべてに共通していなくても「カヴネルス本」と「ラテン語マニユスクリプトA」に含まれていれば、古い規定の有力候補となる。逆に「イオルウェルス本」や「ブレグウリッド本」のみに記されている規定は13世紀の編纂時に追加されたと判断するのが自然である。

次に、古い起源をもつ規定についてそれがどの時代にまでさかのぼるか推定する。これはいくつかの細かい史料状況を考え併せて行われる。判断の手掛かりは個別ケースによって違うのでここでまとめて紹介するのは難しく、実際に史料として利用する際に説明する方がよいが、ひとつだけ事例を挙げれば、「ウェールズ法」の中には7, 8世紀につくられた「古アイルランド法」と内容的に重なる法慣習が記されていて<sup>(24)</sup>、こうした規定の起源は10世紀あるいはそれ以前にまでさかのぼると考えてよい。

他方、古い起源をもつと推定される規定については12, 13世紀にも有効性を持っていたか検討する必要がある。古い法慣習が有効性を失い、いわば化石状態で伝承されているということも考えられるからである。

この点について私は、「ウェールズ法」に含まれている規定はどれも12, 13世紀の編纂者たちにとって何らかの意味で重要だったという仮説を立てている。彼らが全く無用と判断した規定を多数収録したとは考え難いからである。また、イングランド王宮が「ウェールズ法」を征服地の統治に役立てようとしたのであれば、これも同法が全体として12, 13世紀にいわば生きていたことを示す。

では、12, 13世紀ウェールズ社会で古い法慣習はどのような意味で生きていたのか。私は、統治の手段としてではなく、むしろ人々の心の中で日常的な判断基準として使われていたのではないかと考える。「ウェールズ法」の法慣習はイングランド勢力の侵攻や征



服に伴う政治的、社会的変化を乗り越えて人々の生活や心性の中で生き続ける力を持っていたのではないか。私はこの可能性に注目して、同法を読み解きたいと考えている。

以上の仮説が成り立つとして、問題は古い規定の中から人々の生活に根差した法慣習をどのように見つけ出すかである。これはさらに難しい推定作業となる。というのも、現存の諸規定は古い慣習法を伝えると思われるものでも12、13世紀の編纂時に統治のためのルールとして再編されていて、規定を構成する諸要素のどれが出発点である法慣習なのかわからない場合が少なくないからである。現時点では一般的な判定基準ではなく、本稿で利用した手がかりを2つ挙げることにしかできない。ひとつは古拙な用語であり、もうひとつは簡素な三題歌である。前者は言葉で説明するのが難しく、次節以降で言及する具体的事例を見るほうが分かりやすい。

後者についてはここで簡単に説明しておこう。三題歌は3種類の事例を列挙して、その共通性を指摘する韻文で、簡素なものは長期間の口承を経ていると推定されている<sup>(25)</sup>。今日でも、人々のよく口にする言い回しが長い生命力をもち、法と意識されなくても日々の判断基準、さらには、規範として機能している場合は少なくない。そうした規範と思われる部分を規定文章の中から見つけ出して検討するのである。

### Ⅲ 「問いかけ」(告発)

---

「ウェールズ法」は窃盗を、殺人や放火とともに重大な犯罪とみなしている。例えば、同法の4テキストはいずれも窃盗関連規定を独立の大きな項にまとめており、「イオルウェルス本」はさらに判事が熟知すべき基本事項と定めている<sup>(26)</sup>。古くよりウェールズの統治者や一般住民は窃盗を社会に混乱をもたらす危険な犯罪とみなし、発生した場合にうまく処理できるように制度やルールを用意していた。

本節では、「ウェールズ法」に記されている窃盗告発に関する規定の中から古い起源を持つと推定されるものを選び出し、そこにどのような法慣習や人々の認識が潜んでいるか探ってみる。

なお、窃盗裁判に関する規定は先行拙稿で網羅的に紹介、検討したことがあり<sup>(27)</sup>、本稿はそこで得られた結論を踏まえて議論を進める。

まず「ウェールズ法」は窃盗をどのように理解しているのか、手掛かりとなる規定を紹介しよう。

(3-1) 盗品とは、密かに取得され、[その取得は正当ではないと] 否定されたすべて

の物である。内密の取得〔品〕とは、〔所有者〕不在の時に取得されたが、否定されなかったすべての物である。強奪〔品〕とは、〔所有者の〕面前で、その意に反して〔奪い〕取られたすべての物である<sup>(28)</sup>。

まず史料状況を見ると、(3-1)は「イオルウェルス本」のみに記されているので、13世紀になって追加された規定と考えるのが自然である。しかし、内容は13世紀に新しく作られたものではなく、むしろ、古くからの窃盜理解を法律家たちが文章化した可能性が高い。次に、3つの事例から推定すると、窃盜とは誰か人が他人の所有する財産を許可なく持ち出し、のちにこれが発覚して、不当な所持であると申し立てられた場合であろう。無許可の持ち出しであること、所持の正当性が否定されたことがポイントである<sup>(29)</sup>。いずれも自然に理解できる。

窃盜をめぐる法的手続きは告発から始まる。誰かが、この人は他人の財産を盗んだ、あるいは、盗品を所持していると人々の前で告発するのである。

(3-2) 誰であれ、法にのっとって窃盜を訴え出ようとする者は、〔自分は〕日の出から日の暮れまでの間にその人がその盗品を所持しているのを見たと言ふべきである。また、宣誓の上で、〔自分がこのように〕言うのは憎しみ、情実、金品、報酬のためではなく、ただ真実を示すためだと述べるべきである。〔彼の告発に〕反対する誓言や反論がなければ、こうして法にのっとった告発が成立する<sup>(30)</sup>。

これは「ブレギウリッド本」からの引用であるが、ほぼ同趣旨の規定が「カヴネルス本」、「ラテン語 A マニユスクリプト」にも含まれているから<sup>(31)</sup>、12世紀以前にさかのぼる起源をもつと考えるのが自然であろう。ただし、(3-2)全文がこのように古い起源をもつとは考え難い。法的規範としての要点は前半の文章で尽きていて、後半の文章は当然のことをあとから追加したと考えるのが自然であろう。

その上で(3-2)にはひとつ注目すべき表現が含まれていることを指摘したい。それは冒頭の「誰であれ」である。文字通り誰でも告発できるのであれば、窃盜被害者ないしそう自認している者以外でも窃盜を訴え出てもよかったことになる。

これは強引な解釈に見えるかもしれない。しかし、私の推定を支えてくれる規定がほかにもある。

(3-3) 道路上で発見された〔物品を取得し〕ても、それについて誰も返答する必要がない3種の物がある。「それは」蹄鉄と針とペニー貨である<sup>(32)</sup>。

なぜこの規定が(3-2)とかかわっているのか、少し説明しよう。

第1に、史料状況を確認すると、(3-3)は「カヴネルス本」からの引用であり、ほかに「ラテン語 A マニユスクリプト」と「ブレギウリッド本」にほぼ同内容の規定が記されているから<sup>(33)</sup>、12世紀以前にさかのぼる起源を持つと考えるのが自然である。簡素な三題歌形式

をもっていることから判断して、古くから口承されてきた法慣習である可能性が高い。他方、13世紀に編まれた「イオルウェルス本」には収録されていないので、13世紀には法規定としての効力を失っていたと推定される。

第2に、引用文中の「返答 (attek)」について説明が必要である。attekは多様な史料に頻出するいわば日常語であるが、「ウェールズ法」では自分の利益を守るために行う返答の意味で用いられることが多い。例えば、法廷で被告が原告の告発に対して行う抗弁にこの語が当てられている。抗弁できなければ敗訴が決まるのであるから、「返答」は法的に重要な意味を持っている。裁判の場ではないが、(3-3)の「返答」も同様な意味で使われていると判断してよいであろう。

第3に、(3-3)全体の論理構成を検討しよう。①引用文は例外的事例を取り上げているので、そこから逆に通常のケースを想定してみると、3種以外の物品については「返答」する必要があったことになる。例えば、家畜を連れ歩いている人は何か返答しなければならなかったのである。②返答するのであれば、当然その前に問いかけがなされたはずで、問題はどのような問いかけだったかという点である。論理的にはいろいろなことが想定できるが、所持者に返答の義務が生じること、また、何よりも(3-3)が法規定であることから判断すると、最も可能性が高いのは所有権の確認、例えば、「お前の持っているその物品は確かにお前の物か」といった問いかけであろう。③所有権の確認であれば、言外に窃盗の疑いが含まれているわけで、「お前は他人の物品を盗み、所持しているのではないか」と暗に詰問していることになる。

第4に、(3-3)に記されている3種の物品について説明する。「ラテン語 A マニユスクリプト」では「ペニー貨」が「麦ひと粒」と記されているので、これを含めて蹄鉄、針、ペニー貨、麦ひと粒に共通する性格を推定すると、いずれも小さく、道路に落ちていても人々が見逃してしまいがちの物、ありふれた物、価値の小さな物といった点が浮かび上がる。そこで(3-3)は、多少とも人目をひき、価値があるとみなされている物については日常的に上記のような問いかけがなされる、あるいは、少なくともその可能性があると言っていることになる。これは今日から見るとかなり特異なルールである。

第5に、問いかけと返答の主体について推測する。まず、問いかける人は、他人の所持品について何らかの疑いを持つのであるから、普段から誰が何を持っているのかよく知っている者が想定され、そうした情報を持つ可能性が最も高いのは地域の住民であろう。外来者が自分の所持品を持っている他人を見とがめる場合もありうるが、これは例外的であり、おそらく(3-3)の視野にはいないであろう。

返答者については地域住民に限定せず、より広く想定してよいであろう。旅人が途中で住民の物を盗んだり拾ったりすることが考えられるからである。実際「ウェールズ法」に

は飢えに追い詰められた旅人が所持している家畜の肉や皮は問いかけの対象とならないという規定が含まれている<sup>(34)</sup>。ただし、旅人が例外的であったことは言うまでもなく、私は所持品をめぐる問いかけと返答が基本的に地域住民間でのことであったと考えている。

上記の推定に大きな誤りがないとして、(3-3)の最大の特徴は誰でも、すなわち、所有者でなくても「それは本当にお前の物か」と問いかけできる点である。

ただし、この点について逆の内容を持つ規定が「ウェールズ法」に含まれており、当然これについても検討が必要である。

(3-4)法にのっとった告発とは〔盗品の〕所有者から〔の訴えで、自分が〕その「犯」人について訴え出る窃盗は事実であると〔述べる〕宣誓のことである。というのも、所有者〔から〕の告発以外に告発はないからである<sup>(35)</sup>。

私はこの規定も上で述べた(3-3)に関する私の理解を支持していると判断する。その理由を説明しよう。

第1に、(3-4)は「イオルウェルス本」のみに記されているので、13世紀に追加された新しいルールと理解するのが自然である。とすれば、第2に、これは(3-2)や(3-3)のルールを前提としていて、それを改訂するために定められたものと考えてよい。告発できる人を「誰であれ」から「所有者」に限定したのである。第3に、改定が必要になったのは、古い告発ルールでは不必要な混乱が生じた、あるいは、その危険性が高まったからであろう<sup>(36)</sup>。

以上から私は、古くよりウェールズでは気づいた人が誰でも(3-2)のように「それは本当にお前の物か」と問いかけることができたと考える。

## IV 「返答」(抗弁)と保証宣誓

---

窃盗の疑いをかけられた者は、当然のことながら、それを認めるかどうか「返答」しなければならなかった。「ブレギウリッド本」は被疑者の「返答」として肯定、否定、弁解の3種類を挙げている<sup>(37)</sup>。しかし、下の史料(4-1)から分かるように、弁解とは、問題の物品が仮に盗まれたものであっても、自分が盗んだのではないと申し立てる場合であるから、「返答」は実質的に肯定、否定のいずれかであったと考えてよい。

そして、罪を認めれば処刑や奴隷化など生死にかかわる重罪が課されたから<sup>(38)</sup>、多くの場合被疑者は、事実とは別に、まずは窃盗嫌疑を否定したと推測される。実際「ウェールズ法」の窃盗関連規定は、被疑者が否定し、告発者と対立する場合に焦点を当てている。

窃盗にともなう社会の混乱を防止するためには、対立した場合の処置が最も大切である。まず被疑者の抗弁にかかわる規定を紹介する。

(4-1) 3 [種類] の4つ [一組のもの] がある。……

第2の4つ [一組] は、窃盗 [犯人であるという告発者からの] 主張を避けるために、その人 [=被疑者] と国の宣誓との間に置かれる4種の盾である。

第1 [の盾] は、[被疑者を] 法に従い客人としてもてなしたという [証言] である。すなわち、[宿主が自分は] 彼を夜から朝まで [家に] とどめ置き、彼とベッドを共にした者がその夜3回彼の上に手をやったと、その家の人々3人とともに宣誓するのである。

第2 [の盾] は、誕生と飼育である。[すなわち、盗品とされた物の] 所持者が、同じ身分をもつ他の2人の者ととともに、[自分は] その家畜の誕生を目撃し、[自分の] の保護下で飼育した、また、それが [今日まで]、贈与や売却 [されたことはなく、さらに]、3晩 [以上] 自分 [の手元] を離れることはなかった、と宣誓するのである。

第3 [の盾] は保証である。

第4 [の盾] は紛失前の保育である。[すなわち、] その人 [=被疑者] が、同じ身分をもつ者3人ととともに、相手 [=告発者] の [主張する] 物品紛失 [時] 以前にその物品は自分の保護下にあった、と宣誓するのである。

上で挙げた保証 [=第3の盾] は3つの手 [=人] までに [とどめるべきで]、3番目 [の人] は法に従って [自らを] 弁護するべきである<sup>(39)</sup>。

かなり難解な規定であり、いくつか説明が必要である。

第1に、(4-1) は「ブレギウリッド本」からの引用であるが、「カヴネルス本」にもほぼ同様な規定が含まれている<sup>(40)</sup>。また、「誕生と飼育」などの古拙な表現は「ラテン語マニュスクリプト」や「イオルウェルス本」にも姿を見せる<sup>(41)</sup>。こうした史料状況から判断して(4-1) が現存の形にまとめ上げられたのは12世紀であると推定されるが、古拙な表現を核とした文章はより古い起源をもつと考えてよい。なお、これらの表現の意味のちに「盾」の検討の中で説明する。

第2に、(4-1) の構成について説明しよう。これは、何か共通性のある4つの事例を3セット挙げている長い三題歌から窃盗に関する事例を取り出したもので、4つの事項に共通しているのは、冒頭の文章に記されているように、窃盗被疑者と「国の宣誓」との間に置かれる「盾」となるという点である。したがって、「国の宣誓」と「盾」が理解の要点となる。

では、第3に「国の宣誓」とは何か。細かい検討は次節で行うことにして、ここではそ

の結論だけを記しておこう。「国の宣誓」とは、被疑者は窃盗にかかわるような人ではないという人格保証をする 50 人の共同宣誓であり、被疑者にとって無実証明の最終的な方法ないし手続きであった<sup>(42)</sup>。

第 4 に、「盾」とは何か。盾は言うまでもなく防衛武器であり、それが被疑者と「国の宣誓」の間に置かれるのであるから、彼を「国の宣誓」提出義務から守るものであり、提出義務からの解放を意味する。4 種の「返答」のどれかが成立すれば、それで被疑者は盗人ではないと判定されるのである。

そこで、第 5 に、4 種の「盾」の内容が問題になる。

「客人接待」は宿主によるアリバイ証明であり、明記はないが、証言に先立って被疑者から、自分は宿主のところに滞在していて、窃盗に関与できるはずがないといった申し立てがあったと考えてよい。ただし、他人の家に宿泊するのであるから、「客人接待」は主として旅人を想定しており、その意味で例外的なルールであろう。

「誕生と飼育」は、被疑者が、盗品と疑われている家畜はかつて自分が誕生に立ち会って飼育していたが、その後紛失したものであり、今回はそれを取り戻しただけで決して盗んだのではない、と申し立てすることである。この「盾」では被疑者の状況に条件はないが、対象となる物品は家畜に限られる。

「紛失前の保有」は「誕生と飼育」を一般化したルールである。両者は重なっていて、「盾」は 4 種ではなく 3 種とみなした方が理解しやすい。ここからさらに、(4-1) の構成にかなり無理があるという判断も生まれる。両者に共通するルールは古い起源を持っているが、4 種一組という枠組みに編入されたのは新しいと考えるのが自然であろう。

「保証 (gwarant)」はさらに問題含みである。「保証」という語と (4-1) の末尾に記されている説明文が分離し、しかも、その説明も不明確である。(4-1) だけで「保証」の意味を探ることは難しい。

そこで他の規定を探ってみると、2 つ手掛かりが見つかる。

第 1 の手掛かりは、末尾の説明文と同内容の「イオルウェルス本」の規定で、そこには、「保証」とは被疑者ではない者が盗品とされている物品について確かに自分が被疑者に譲渡したと述べることであり、また、こうした証言は 2 度まで許され、3 人目の証言者は自ら無実証明をする必要があると記されている<sup>(43)</sup>。この後半部分が (4-1) 末尾の文章であることは確かであり、そこから (4-1) では何らかの理由で前半部分が省略されていると解することができる。譲渡者が責任を引き受けてくれるのであれば、たとえそれが盗品であっても、被疑者の立証責任は消え、実質的な無罪証明となる。

しかし、この規定には 2 つの難点がある。まず、これは「イオルウェルス本」のみに記されていて、史料状況から判断すると 13 世紀に新しく作られた可能性が高い。とすれば、

他の「盾」の古拙な表現が示唆する古い起源との間に時間的なずれが生じる。実は、(4-1) 末尾の文章も現存の配置からして後代の追記である可能性が高く、肝心の「保証」の内容が記されていないことも考え合わせると、譲渡証言による無罪証明は全体として元来「盾」のひとつではなかった可能性が出てくる。

次に、上で説明したような譲渡証言が「保証」という一般的な表現にふさわしいのかという疑問が生じる。「保証」であったとしても特別のケースにとどまり、用語上の違和感がある。

そこで、第2の手掛かりとして gwarant という語自体を探ってみよう。この語は「ウェールズ法」によく姿を見せ、幅広い意味で使われている。文脈に応じて内容は変化するが、最も一般的な語義は、他人が何かを主張した時に、それを支持すると述べて保証すること、あるいは、そう保証する人である。

窃盗に関して gwarant に言及ないし示唆している規定を探すと、(4-1) のほかに2つ見つかる。

(4-2) 誰か人が馬や牛、あるいは、[そのほかの] 物を [所持する人] を見つけ、それが盗品である [と言った] 場合は、彼 [=被疑者] は [自分の無罪証言のために] 呼び出した者、すなわち、保証人をその物品が発見された場所へ連れて行くべきである。そして、彼がそうした [証言] 者を連れてくることができなかつたならば、彼は盗人とみなされるべきである<sup>(44)</sup>。

(4-3) [人の] 背 [で運ぶことのできる] 荷について [被疑者の無実を証明するためには、被疑者と] 同じ [人命] 金額をもつ5人が [それは盗品ではないと] 否定すべきでる。[そして、もし彼がさらに] 盗人として訴えられなければ、[これで無実が確定する]。

[同様に] 7人が馬の荷について否定する。[そして、もし彼がさらに] 盗人として訴えられなければ、[これで無実が確定する]。12人が120ペンスの値「をもつ物」について否定する。[そして、もし彼がさらに] 盗人として訴えられなければ、[これで無実が確定する]。24人が1ポンドの値 [をもつ物] について否定する。[そして、もし彼がさらに] 盗人として訴えられなければ、[これで無実が確定する]<sup>(45)</sup>。

2つの規定を組み合わせて私がどのように推論するのか、4点に分けて説明しよう。

第1は史料状況についてである。(4-2) は「ラテン語マニスクリプトA」のみに記されている規定である。したがって、12世紀末にこのマニスクリプトが書かれた際に追加された可能性はあるが、内容はどの時代にも通用するもので、全く新しく作られたルールであるとは考え難い。(4-3) は「カヴネルス本」からの引用であり、ほかに同内容の規定が「ラテン語マニスクリプトA」と「ブレギウリッド本」にも含まれてい

る<sup>(46)</sup>。「人の背の荷」、「馬の荷」といった素朴な表現が使われている点もあわせて、12世紀以前にさかのぼる古い規定であると考えてよい。

第2に、2つの規定をかかわらせると(4-1)についてどのような示唆が得られるか。まず(4-2)の「保証人(gwarant)」は何のために呼び出されたのか明記されていないが、末尾で有罪、無罪の判定が言及されているので、被疑者のために無実証言をするためであると考えてよい。とすれば、これは(4-3)で窃盗嫌疑を否定している人々と重なる。したがって、2つの規定は無実証言をする者としてのgwarantを示唆していることになる。

私はこれが(4-1)の第3の「盾」である「保証」の実体であると考えているが、くわえて注目したいのは2つの規定が証言者に特別な知識や情報を求めている点である。この点で(4-1)の第1、第2、第4の「盾」の無実証言とは違っており、第3の「盾」として別個に扱う可能性が生まれる。論理から言えば、第3の「盾」は総合的、他の「盾」は部分的という乱れがあるが、これは(4-1)が三題歌にまとめられた際の状況、すなわち、「盾」の機能をもつものを無理に4つ集めたことを反映している可能性が高い。

第3に、以上の推定に大きな間違いがないとして、gwarantの無実証言がどのような効力を持っていたのか確認しておこう。被疑者が必要な証言者を提示できなければ有罪が確定したことは(4-2)末尾の文章から明らかであるが、問題は証言が整った場合にそこで被疑者の無罪が確定したかどうかである。この点については(4-3)で各ケースに付されている但し書きが手掛かりとなる。

但し書きの原文 *ony holir yn lletrat* を直訳すると、「もし[彼が]盗んだのではないかと尋ねられなければ」である。文脈から判断して、この節の主語は被疑者であり、尋ねているのは告発者である。また、第3節で紹介したように「問いかけ」は告発を意味したことを踏まえると、「尋ねる」は単純な質問ではなく、より強い意思表示、すなわち、詰問ないし再度の告発であると考えるのが自然である。そして、無実証明の場でこうした意思表示がなされるのは、彼が被疑者の提示した証言に納得していない場合であろう。但し書きはこの場合には無実証明は成立しないと言っているわけで、裁判はさらに続き、「国の宣誓」によって最終判定が下されることになる。

以上を踏まえて最後に、(4-1)から(4-3)を通じて誰が無実保証の宣言をしたのか推測しておくべきであろう。無実を主張する根拠が明確であれば、その事実を知っている人がふさわしいわけで、(4-1)の「客人接待」であれば家主とその家族の証言が最も信頼できる。「誕生と飼育」や「紛失前の保有」であれば被疑者の身近に生活している人々、すなわち、家族や近隣者であろう。必要人数も少なく、保証宣誓者の用意は被疑者にとって大きな負担にならなかったと推測される。



しかし、積極的な証拠ないし根拠を持たずに無実を主張する場合も当然あるわけで、第3の「盾」である「保証」に特別の条件が記されていないことから判断すると、「ウェールズ法」の窃盗規定はむしろこれを通常のケースと想定していた可能性が高い。

では、そうした場合に誰がどのように無実証言したのか。(4-3)には「同じ〔人命〕金額の人々」と記されているが、これだけでは具体的に推測するのは難しく、次節で「国の宣誓」に関する情報を確認したうえで私の考えを提示する。

## V 「国の宣誓」(最終判定)

---

本節では3つの作業を行う。まず、「国の宣誓」が窃盗との関係で記されている規定を紹介し、その内容を確認する。次に、「国の宣誓」に基づく古い裁判の人的構成について推論する。最後に、第3節以降の議論を振り返りながら、中世ウェールズの人々が持っていた窃盗に関する認識を探ってみる。

最初に「国の宣誓」に言及する規定を3つ引用する。

(5-1) 殺人とその幫助〔の疑い〕をすべて否定しようとする者は、誰でも50人〔分〕の宣誓を提出すべきである。そしてこれが国の宣誓である。また、これは森と野の否定とも呼ばれる。……

そして、放火、窃盗とその幫助の場合でも同様〔な方法で否定がなされるべきである<sup>(47)</sup>〕。

(5-2) 窃盗の疑いをかけられた者は、彼の〔無実証明に必要な〕国の宣誓が成立しなかったならば、〔重大犯罪に対する罰金〕デイルウィ〔を科されるべき〕である<sup>(48)</sup>。

(5-3) 誰であれこれら〔=窃盗幫助の疑い〕を否定する者は、50人の〔支持〕宣誓を提示すべきである。〔その場合、共同宣誓者から〕奴隷と外来者は除外されるべきである<sup>(49)</sup>。

これらの規定について5点説明しておこう。

第1は、3規定の史料状況についてである。(5-1)は「ブレギウリッド本」からの引用であるが、「カヴネルス本」にも殺人に関して「森と野の否定」が50人の共同宣誓で成立するという記述があり<sup>(50)</sup>、古拙な表現とともに古い起源を示している。(5-2)は「ブレギウリッド本」のみに見られる規定であるが、デイルウィが窃盗など重大犯罪に対する罰金であることは他の古い規定にしばしば言及されているので、内容は(5-1)と同様な起源を持っている。(5-3)は基本4テキストに共通している規定であり<sup>(51)</sup>、古い起源を

持つことは間違いない。

第2に、2つの古拙な表現について説明が必要である。まず「国の宣誓」は、(5-1)から50人の共同宣誓であることがわかるが、この人数は「国」全体を表している。「森と野の否定」も同様に考えてよい。「国」は社会的な、「森と野」は地理的な表象であろう。「ウェールズ法」は「国」の範囲を明示していないが、私は川などひとつのまとまった地域とその住民を指すと考えている<sup>(52)</sup>。私の理解が間違っていなければ、古くよりウェールズの人々が窃盜嫌疑は最終的には住民全体の宣誓によって晴らされるという認識を共有していたことになる。

私は、この「国の宣誓」の性格、すなわち、有・無罪の判定を地域住民が下すという慣習が(4-2)、(4-3)にも当てはまると考えている。「馬の背の荷」などでは人数が少ない分より小さな範囲の、したがって、当事者により近い関係を持つ住民が保証宣誓したと考えるのが自然であろう。

(4-3)のに出てくる「同じ〔人命〕金額の人々」は身分よりも相互の関係を意識した表現、すなわち、同輩、仲間を指しているのではないか。

第3に、法廷に呼び集められた50人はどのような証言を求められたのか。上の3規定を含め、「国の宣誓」に関する規定にはこの点について全く記されていない。しかし、50人もの人々が口をそろえて宣誓できることは限られていて、何か物的証拠に基づく証言をしたとは考え難い。皆が共通してよく知っていたのは被疑者本人のことであり、この点から推定すると、共同宣誓の内容は被疑者の人物保証であろう。例えば、自分は被疑者が窃盜にかかわるような人ではないと確信しているといった証言である。

そして、この推定は(4-2)、(4-3)の「保証」人についても当てはまると考えてよいだろう。

第4に、では、なぜ多数の人々による人物保証が無実証明とみなされたのか。「ウェールズ法」はこの点についても説明していないが、「国の宣誓」という表現から推測すると共同宣誓が地域住民全体の判断ないし意志を表しているからであろう。事実よりも全員の判断を重視するのは今日の立証手続きからすると奇異に見えるが、「国」全体の秩序維持の観点に立てば理解可能で、むしろ自然な判定方法である。

第5に、この住民全体で判定するという考え方は、第3節で指摘した点、すなわち、窃盜の可能性があると考えた者は「誰であれ」告発できるという仕組みないし考え方と符合する。窃盜は、現実には告発者と被疑者の間で決着がつけられる場合が多かったと思われるが、本来は地域住民全体の問題であるという判断があった、だから、不審に思った者は、所有者ではなくても自分のこととして告発できたのである。

では、「国の宣誓」はどのような場で行われたのか。「ウェールズ法」は窃盜裁判独自の

法廷について言及していない。しかし、土地裁判については下記のような出席者と席次が記されているので、これを手掛かりに推定してみよう。

図1<sup>(53)</sup>

良き人々	良き人々	長老	王	長老	良き人々	良き人々
	司祭	司祭	王の判事	地方判事		
被告の助言者	被告	被告の代弁人	原告の代弁人	原告	原告の助言者	
警備人						警備人

中世ウェールズでは土地をめぐる争いがしばしば発生し、その多くが社会に混乱をもたらしたから、土地裁判は大変重要視されていた。また、窃盗は3大重罪のひとつとされ、その裁判も同様に重視されていた。ともに「国の宣誓」が言及されるなど2つの裁判の共通性は高く、同様な法廷で裁かれたと考えるのが自然である。

まず、図1についてはいくつか説明が必要である。まず図1全体、あるいは、裁判の仕組みについて紹介しよう

第1に、図1は、13世紀に編纂された「イオルウェルス本」のみに記されていて、おそらく北部からウェールズ全域への支配拡張をねらっていたグウィネズ公国の統治理念に基づくものと推定される。彼らはイングランド王国にならって裁判権の掌握による統治力強化を図ろうとしており、その意図が図1に反映していると考えてよい。

第2に、この点は「イオルウェルス本」の土地裁判に関する説明からも確認できる。すなわち、図1は「王の裁判」の場を示したものであり、その管理・運営を担ったのは王の代理人としての「王宮判事」であった。具体的に言えば、①王の判事が原告と被告の陳述を聞き取り、双方の支持証言を確認したうえで、いずれの主張が正当か判断する、②その判断を基に判決案を作って王に諮る、③王が承認すれば、これを判決として宣言するのである<sup>(54)</sup>。

なお、①の手続きに出てくる証言者は図1には記されていない。参集したはずの地域住民が省略されていて、その中に「国の宣誓」者も含まれていたのである。

第3に、この「王の裁判」は年に2回、王国内の各地で開かれることになっている。王が家臣たちを引き連れて国内を巡行し、各地で紛争を解決してみせることでその権威を広く顕示したのである。

次に図1に記された出席者の中で、必要と思われる人々について説明を加えておこう。

第1に、「地方判事」はカングヘソル(canghellor)を指すと考えてよい。図1では

「王宮判事」の部下ないし補佐役のように見えるが、両者の関係はより複雑である。

「ウェールズ法」に記されているカングヘソルは二重の性格を持っている。彼はマイル (maer) とともに一方で地方の住民を代表する存在であり、他方で地方における王の代理人でもあった。起源でいえば前者が先で、10世紀以降ウェールズの3区分地域 (グウィネズ, デハイバース, ポウイス (Powys)) に王権が発展する中で後者の役割が加えられたと考えられる。両者の役割分担も古くから決まっていたようで、カングヘソルはもっぱら司法・警察面で地域住民をまとめている。おそらく法慣習をよく知る者が選ばれたのであろう<sup>(55)</sup>。

図1は、こうした経歴を持つカングヘソルが13世紀に「王宮判事」を頂点とするヒエラルキーに組み入れられた結果、あるいは組み入れようとする統治者の意図を表している。

第2は「長老 (heneuydd)」である。「長老」は「ウェールズ法」より古い史料にも姿を見せ、土地紛争の調停役を務めている<sup>(56)</sup>。また、同法の古い規定の中には、土地をめぐる紛争が発生した場合に判決を発見する役割を担うと記されている。「長老」は長年の経験に基づく知恵を生かして紛争解決案をつくり、最終的な判定を下していた。多少の不満はあっても人々に自分の判定を受け入れさせる、そうした権威を持っていたのである。とすれば、こうした機能ないし能力は土地以外の重要な紛争でも生かされたと考えるのが自然であろう。

第3に、「良き人々 (gwyrda)」は文字通り何らかの意味で優れた人で、2つの用法があった。ひとつは身分の高い人、もうひとつは人々の信頼を得ている人である。「ウェールズ法」全体としては前者の用例が多いが、裁判関係ではもっぱら後者の意味で使われている。地域住民が、この人ならば判定を委ねてもよいと信頼し、その意味で自分たちの代表と認識している人である。

古い起源を持つと推定される裁判関係規定を見ると、「良い人々」は当事者双方の主張を聴取し、自分の知識を生かしていずれの主張が正しいか判定する役割を担っている<sup>(57)</sup>。

裁判における「良き人々」の役割をこのように整理すると、「長老」のそれとほぼ重なる。両者の違いを確認することは難しいが、図1で「長老」が王の隣にいることから推測すれば、「長老」は「良き人々」の中でも人々の信頼を集め、その意味で「良き人々」の、さらには、地域住民の代表とみなされている存在であろう。

また、図1では「長老」と「良き人々」が告発者側と被疑者側に分かれているようにも見えるが、判決発見人が2つに分かれ、対峙するのは不自然である。むしろ、王と「王宮判事」を後ろから取り囲んでいると理解するのが自然であろう。

第4に、「被告」、「原告」のわきにいる「代弁人 (kynghaus)」は、被告、あるいは、原告が自ら陳述できない時に用意されたものであり、いずれかが外国人であるなど特別

の場合にのみ出廷した。また、「助言者 (kanllau)」は今日の弁護士にあたる者と推測されるが、明確な役割は不明であり、少なくとも必須の存在ではなかった。

以上のように理解すると図1が問題含みのメンバー構成になっていることがわかる。裁判を主宰する機能を持つ人々が2組記載されているのである。まず王と「王の判事」が1組で、これで裁判は充分運営できるのであるが、同じ主宰者側にもう1組、「長老」、「良い人々」と「地方判事」が着席している。しかも後者の人々は「イオルウェルス本」の説明に従えば、裁判中に発言するチャンスが与えられていない。いずれも黙って聞くだけである。なぜこのような不自然なメンバー構成になっているのか。

答えは2組の起源に注目すればすぐに見つかる。「王宮判事」による裁判はグウィネズなどのウェールズ人支配者が構想したものであるのに対して、「長老」による裁判ははるかに古い起源を持っている。このように時間差は大きいのであるが、前者が後者を利用しながら、最終的な判定権は王が握るという仕組みを作った結果が図1に示されているのである。王の裁判が「長老」の裁判の上に乗ったと言ってもよい。

ただし、裁判を主宰する王にとって「長老」や「良き人々」は、沈黙を守っていても、無意味な存在だったわけではない。王は地域の紛争を収めるために住民全体としての了解が必須であると知っていたから、自分の判定が人々に受け入れられるかどうか確認する必要があった。王自身が判定のいわば妥当性を確信するために、また、判定が住民全体に受け入れられたことを公示するためにも、住民の代表がかかわって判定が下されたという形式をつくる必要があった。図1で「長老」、「良き人々」はこうした役割を担っているのであり、王は、彼らが発言しないのは自分の判定を了承するという暗黙の意思表示であると理解したのであろう。

以上の推論に大きな間違いがないとすれば、図1から古い「国の宣誓」裁判の構成メンバーや手続きを推定するのはさほど困難ではない。裁判の主宰者は常日頃から地域住民を束ねていた「長老」ないし「良き人々」であり、そのなかで法や慣習に詳しい者がカンゲヘソルとして裁判手続きを進めたと考えてよい。

さらに、私は以下のような手順で裁判が進められたと推測している。①カンゲヘソルはまず告発者に申し立てをさせ、次に被疑者に抗弁の機会を与える。②その後、告発者と被疑者にそれぞれの支持証言者を連れてくるよう求め、各人に証言するよう促す。③この間、「長老」や「良き人々」は静かに耳を傾け、質問や確認などはしない。④カンゲヘソルは告発者と被疑者それぞれの支持証言がルール通りに行われたことを確認する。⑤カンゲヘソルは「長老」に判定を仰ぐ。⑥「長老」は他の「良き人々」の意見も聞いて判定を下す。⑦その判定をカンゲヘソルは参集者の前で宣告する。

このように古い裁判の仕組みでは、窃盗にとまなう紛争は最終段階でも地域の中で、そ

こに住む人々の手によって解決されていたのである。

第3節から第5節の検討を踏まえて、中世ウェールズの人々は窃盜に関してどのような認識を共有していたといえるだろうか。今日の常識に照らして特徴的な点を挙げておこう。

(1) 窃盜は裁判前、裁判中を問わず一貫して地域住民全体がかかわる問題として扱われた。古くよりウェールズの人々は窃盜の被害を盗品に限定して加害者・被害者間の問題と狭く理解するのではなく、むしろ、地域住民全体に対するだまし討ちであり、地域社会の安寧を損なうこととして重要視していた。窃盜が殺人、放火とならぶ重罪のひとつとされるはこうした認識に根差している。

(2) 窃盜の疑いを晴らす場合に被疑者に求められたのは、どの段階であっても、一定数の共同宣誓者であり、彼らは物的な証拠をもっていなくても証言できた。中には物的な証拠ないしそれに関する情報を提示する者もいただろうが、証人全員に共通している証言内容は、自分は被疑者あるいは告発者の主張が正しいと信じていること、すなわち、当事者の人格に対する信頼表明であった。人格証言をしてくれる人であれば、50人であっても比較的容易に集めることができる。

(3) こうした人格証言に最もふさわしいのは同じ地域の住民、日ごろから当事者をよく知っている者であり、外来者や奴隷に証言資格がないのも自然に理解できる。被疑者から見れば自分と生活圈をともにする仲間が証言してくれる点で安心である。他方、彼らの評価が大きな意味を持つのであるから、日ごろから人々の高い評価を得ておく努力が必要で、これがまた社会秩序保持につながる。こうした人々の密接な関係の中で窃盜が防止され、発生したらそれが紛争に発展しないよう解決が図られたのである。

(4) 本稿で紹介した規定の中で最も目を引くのは(3-3)である。この規定は、誰でも他人の所持品を見とがめて、「それは本当にお前のものか」と問うことができると言っている。しかし、実際に誰でも好き勝手に他人の所持品を見とがめるようになれば、社会に混乱が生じる危険性がある。その意味で(3-3)は非現実的な規定ではないか。

この点について私の理解を記しておこう。①まず、「ウェールズ法」の規定は、慣習に根差すものであっても、ひとつのモデル的な規範であり、現実をそのまま映し出しているわけではない。②次に、この規定の乱用を抑制する社会的な力が存在していた。具体的に言えば、地域住民は周辺の人々の所有物をよく知っていたから、むやみに「問いかけ」する必要がなかった。③したがって、「問いかけ」が行われたのは、人々の共有している情報を超え、誰かが思わぬ物品を所持している場合に限られたと考えてよい。④ただし、誰かが見慣れぬ物品を所持していないかという見守りは日常的に行われていて、いわば生活習慣になっていた可能性が高い。

「ウェールズ法」は窃盗を基本的に地域住民間のこととして細かいルールを定めている。しかし、現実には外来者との接触はあり、特に12世紀になると外の世界との交流が急増した。アングロ・ノルマン勢力の侵攻・定着にともなうウェールズ人社会の変化は大きかったから、「ウェールズ法」の古い規定をそのまま維持するのは難しくなった。

この点を踏まえて支配者側が努力を重ねたことは、13世紀に編纂された「イオルウェルス本」に見られる窃盗規定の変更から明らかである。ただし、一挙にルールが改定されたわけではなく、新旧のルールが併存し、相互に矛盾する場合もあった。地域住民がこの新しい状況にどう対応したかは、手掛かりとなる史料がないため不明であるが、混乱が生じたことは間違いないであろう。12世紀後半以降のウェールズ人社会では、ルールの混乱や外来者の増加にともなう窃盗に関するトラブルが多発し、人々の警戒心も強まった可能性が高い。

## 付論 「ウェールズ人は手あたりしだい何でも盗む」

---

「ウェールズ法」以外に、ウェールズ人の窃盗について一般的な形で言及している史料がひとつある。ギラルドゥス・カンブレシスの代表作『ウェールズ案内 (Descriptio Cambriae)』の第2巻第2章に記されている次の文章である。

(6-1) [ウェールズ人は誰のものであれ] 手あたりしだい何でも盗む。[実際彼らは] 略奪、窃盗、強奪によって生計を立てている。これはウェールズ人の習癖となっている。[しかも、] 彼らは外国人あるいは敵に対してだけでなく、彼らどうしても [盗みあう]<sup>(58)</sup>。

文意は明確であるが、読む者はどこまで事実在即しているのかと疑念を持つ。特に「ウェールズ法」の窃盗関連規定を知る者はギラルドゥスの酷評に戸惑う。一方は秩序、他方は混乱を語っており、矛盾するといってよい。なぜ彼はこのように記述したのか、これまでのところ明確な理由は発見されていない。研究者は民族的偏見そのものとも言える文章を扱いかね、中世ウェールズ社会の史料として積極的に利用することはなかった。

本節であえて(6-1)を取り上げるのは、第3節から第5節までの検討結果と照らし合わせると上記の疑問を解く手掛かりが得られるかもしれないと期待しているからである。

まずギラルドゥス自身について簡単に説明しておこう。彼は南西ウェールズで生まれ育ち、セント・デイヴィズ教会で活躍するなど、ウェールズと深くかかわっていたが、それは征服者アングロ・ノルマン貴族としてであり、ウェールズ人社会は文明度で自分たちよ

りも劣るとみなしていた。また、彼は『ウェールズ案内』を着想した時に王宮付き司祭としてヘンリ二世に仕え、ウェールズ征服を目論む王のために尽力していた。対象地域を酷評することで征服を正当化することがあってもおかしくない状況である。

実際、彼は『自叙伝 (De Rebus a Se Gestis)』の中で次のようなエピソードを紹介している。彼がセント・デイヴィズ教会で活躍していた時期に、同教会に所属する小教会の管理権をめぐる北ウェールズの司教座、セント・アサフ (St. Asaph) 教会と争い、セント・デイヴィズ教会の権利を確保したことがあった。このいわば手柄話をヘンリ二世に語る中で彼は、ウェールズ人がみな盗人であり他人の物を平気で盗み取るのと同様に、ウェールズ人の司教も教会を盗もうとすると行って、周囲の人々の哄笑を誘ったと記している<sup>(59)</sup>。彼は王やその周辺の人々がウェールズ人を盗人同然と考えていることをよく知っていて、これに媚びる発言をしたのである。

私は、(6-1) だけでなく『ウェールズ案内』第2巻全体に同様なバイアスがかかっていると考えている。ただし、第2巻に列記されている酷評は、彼がウェールズ人社会に対して持っていた評価のすべてではない。

彼は故郷南西ウェールズに強い愛着を持つと明記しており<sup>(60)</sup>、また、部分的ではあるが古いウェールズ王家の血統を引くことを誇りにしていた。そして、何よりも彼はウェールズについて具体的な知識を豊富に持っていた。『ウェールズ案内』の執筆を思い立ったのも、自分の知識や情報とこれを生かす文才に自信があったからである。彼ほどウェールズに愛着と知識をもっていれば、(6-1) がそのまま事実でないこと、また、必ずしも彼自身のウェールズ評価と合致していないことを自覚していたはずである。

では、(6-1) は全くの偽装、王宮の人々の関心を引くための単なる方策だったのであろうか。もしそうであれば、ウェールズ人社会の評価としては無視してよい。しかし、これは速断にすぎると私は考える。ギラルドゥスは、その著作全体から受ける印象であるが、全く根拠のないことを書き散らすような文筆家ではない。むしろ、彼は事実を伝えること、それもよくバランスの取れた記述に仕上げることを重視し<sup>(61)</sup>、この配慮を欠いた他人の文章を厳しく批判している。とすれば、(6-1) を書く際に彼は何か酷評する根拠を持っていたのではないか。これが私の第1の仮説である。

彼が何か根拠を持っていたとして、それをどのように探索すればよいのか。私は、同時代のウェールズ人の持っていた窃盗に関する慣習や認識をギラルドゥスがどのように受け止めたのか探るのがよいと考える。換言すれば、彼は窃盗に関してウェールズ人が自分とは違う判断基準や認識を持っていることを知り、そこから生じる違和感をベースにして上記のような偏見そのものの記述をしたのではないか。これが私の第2の仮説である。

第2の仮説を検討するためには、ギラルドゥスが日常的に持っていた窃盗認識を調べて



おく必要がある。この点に関する確実な証拠はないが、手掛かりとなる可能性のあることを2つ挙げよう。まず彼は、著作中の言及から判断すると、自分の窃盗被害についてはかなり敏感であったと思われる<sup>(62)</sup>。次に、パリ留学中にローマ法について学ぶ機会のあった彼にとって、窃盗は所有者の権利侵害であり、その意味で重要な犯罪であった。彼は今日とあまり変わらない窃盗認識を持っていたと考えてよい。

では、ギラルドゥスは「ウェールズ法」の伝える窃盗処理のどこに、どのような違和感を持ったのか。それは窃盗が被害者・加害者間のだけのことだけではなく、地域住民全体にかかわる問題とみなされ、処理されていた点ではないかと私は推測する。中でも誰にでも許される見とがめ、すなわち、他人が所持している物に対して、被害者は無論、何か疑問を持った人は誰でも「それは本当にお前のものか」と問いかけできる点が重要であろう。この慣習が所持者に圧迫感を与えたことは間違いない。

「ウェールズ法」は地域住民間での処理を前提としているおり、この慣習は外部との交流が少ない時期には大きな問題にならなかったが、12世紀後半以降ウェールズ各地にアングロ・ノルマン人が侵入・定着するようになると状況が大きく変わった。人々は日常的に見知らぬ人々と接することになり、その所持品に対して疑念を持つ機会が急増した。見とがめて問いかけすることも増えたと思われる。実際、ウェールズ人支配者たちもこれに気づき、ルールを改めて無用な緊張、さらには紛争の発生を抑制しようとしている。しかし、古くからの慣習は容易に変わらなかったと思われる。

ギラルドゥス自身が盗人扱いされることはなかったであろう。少なくともそうした記述を残していない。彼はウェールズでは高位聖職者であり、よく知られた人物であったから、見とがめの対象にもならなかった。しかし、彼は不当な疑いをかけられる事例をいくつも知っていた可能性は高く、そこからウェールズ人社会に対する疑念や違和感が醸成されていたのではないか。

以上のように推測したうえで、私はギラルドゥスが自分の違和感をあえてウェールズ人の悪しき習性にとらえ直し、イングランド王宮で共有されていた「野蛮なウェールズ」イメージに合わせて(6-1)のように誇大表現したのではないかと考える。豊かな表現力を持ち、それを誇りとしていたギラルドゥスにとってこれは容易なことであった。

ギラルドゥスはウェールズに古い法があることを知っていたが<sup>(63)</sup>、ほぼ間違いなく現存の「ウェールズ法」は見えていない。したがって、彼はウェールズの人々が古くより、窃盗問題が発生したら住民の合意や了承を重んじながら処理してきた方法について具体的な知識を持っていなかった。彼はいわば根を見ずに、葉だけ見てウェールズ社会は混乱している、混乱の原因は彼らの性格の表れであると曲解してみせたのである。

## 註（窃盗規定）

## 第1節

- (1) 「ウェールズ法」については本稿第2節で紹介する。
- (2) ギラルドゥスについては本稿の付論で紹介する。
- (3) [C14] 永井。
- (4) [C5] 永井。
- (5) [C7] 永井。
- (6) [C8] 永井。
- (7) [C12] 永井。
- (8) [C6] 永井。
- (9) [D1] 永井。
- (10) [D5] 永井。
- (11) [D4] 永井。

## 第2節

- (12) [C1] Charles-Edwards. これは彼の「ウェールズ法」研究の成果をコンパクトにまとめた著作である。
- (13) [A2] Wade-Evans.
- (14) [A5] Wiliam.
- (15) [A4] Williams & Powell.
- (16) [A3] Emanuel.
- (17) [C7] 永井。
- (18) [C1] Charles-Edwards, ch. 3.
- (19) [C7] 永井, 別表1~4を参照。
- (20) [C4] 永井。[C14] 永井。
- (21) [C2] 永井, 第8章第1節。[D2] 永井, 第3, 第4節。
- (22) [C2] 永井, 第8章第1節。
- (23) 例えば, [C6] 永井, [C8] 永井, [C10] 永井, [C11] 永井。
- (24) 例えば, [C10] 永井。
- (25) [C13] 永井。

## 第3節

- (26) [C8] 永井, 第2節。
- (27) [C8] 永井, 第2, 第3節。
- (28) [A5] Wiliam, pp. 79~80. [A10] Jenkins, p. 166.

Sef yu lledrat, pob peth a watter o' r a wnelher. Sef yu er agkyuarch, pob peth a dyccer en absent o' r ny watter. Sef yu treys, pob peth a dyccer eg gwyd o anuod . . . . Sef yu anodev, pob peth a dyccer en ryth peth arall.

- (29) [C8] 永井, 第2節。
- (30) [A4] Williams, p. 91. [A9] Richards, p. 90.

Pwy bynhac a vynho lliwaw lletrat yn gyfreithawl, dywedet welet y dyn o' r pan uo goleu y dyd hyt pan vo kyflwchwr a' r lletrat gantaw, a thyget vch pen reith nas dywawt nas o gas, nac o digassed, nac yr gwerth, nac yr gobyr, namyn yr dangos gwiryoned. Yn y mod hwn y byd

lliw kyfreithawl, ony byd gwrthtwg neu lyssyant.

(31)[A2] Wade-Evans, pp.100~101, 245. [A3] Emanuel, pp.123~24. [A8] Fletcher, pp.25~26.

(32)[A2] Wade-Evans, pp.138, 279~80.

Tri pheth or kefir ar ford nyt ateb y neb o honunt, pedol, a noywyt, a cheinhauc.

(33)[A3] Emanuel, p.128. [A8] Fletcher, p.34. [A4] Williams, p.115. [A9] Richards, p.107. [C12] 永井, 第2節。

(34)[C12] 永井, 第2節。

(35)[A5] Wiliam, p.75. [A10] Jenkins, pp.157~58.

Sef yu gyrr keureythyaul, llw e perchennauc ar uot en wyr ar e den racu e lledrat a yrr ef, canyt gyrr namen gyrr e perchennauc.

(36)この点については本稿の付論で取り上げる。

#### 第4節

(37)[A4] Williams, pp.125~26. [A9] Richards, p.115. [C8] 永井, 第3節。

(38)本稿第5節の史料(5-2)を参照。[C8] 永井, 第3節。

(39)[A4] Williams, p.109. [A9] Richards, pp.102~103.

Tri phetwar yssyd. . . . Eil petwar yw: y pedeir taryan a a rwg dyn a reith gwlat rac hawl letrat. Vn yw cadw gwesti yn gyfreithawl; nyt amgen no'e gadw o pryt gorchyfaerwy hyt y boreu, a dodi y law drostaw o'e gywely teir gweith y nos honno, a hynny tygu ohonaw a dynnyon y ty gantaw yn y reith. Eil yw geni a meithrin; tygu o'r perchenhawc ar y trydyd o wyr vreint ac ef, gwelet geni yr anefeil, a'e veithrin ar y helw heb y vynet teir nos y wrthaw, nac o rod, nac o werth. Trydyd yw gwarant. Petwryd yw kadw kyn coll, a hynny gwneuthur o'r dyn ar y trydyd o wyr vn vreint ac ef, kyn colli y da o'r llall, vot y da ar y helw ef. Nyt oes warrant namyn hyt ar teir llaw, a'r trydyd, amidiffynnet ef trwy gyfreith.

(40)[A2] Wade-Evans, pp.124~25, 266~67. [A11] Roberts, pp.126, 127.

(41)[C8] 永井, 第3節。[C9] 永井, 第2節。

(42)本稿第5節の史料(5-1)から(5-3)を参照。[C9] 永井, 第5節。

(43)[A5] Wiliam, p.78. [A10] Jenkins, p.162. [C8] 永井, 第3節。

(44)[A3] Emanuel, p.124. [A8] Fletcher, p.26.

Si quis equum vel bovem vel quodlibet furtum invenerit, ille cum quo inveniatur adducat illuc suum advocatum, id est gwarant: est si non potest ducere, acceperint eum ut latro.

(45)[A3] Wade-Evans, pp.99, 243~44.

Pvm nyn nessaf y werth adiwat beich keuyn ony holir yn lletrat. Seith nyn adiwat pvn march ony holir yn lletrat. Deu deg wyr addiwat guerth wheugeint ony holir yn lletrat. Petwar guyr ar hugeint adiwat guerth punt, ony holir yn lletrat.

(46)[A3] Emanuel, p.154. [A8] Fletcher, p.77. [A4] Williams, pp.84~85. [A9] Richerds, p.85.

#### 第5節

(47)[A4] Williams, pp.30~31. [A9] Richards, pp.45~46.

Pwy bynhac a watto llofrudyaeth a'e haffeitheu yn hollhawl, llw deg wyr a deu vgeint a dyry. A reith gwlat yw honno; a diwat coet a maes y gelwir. Ac yn gyffelyb y hynny, pwy bynhac a

watto llofrudyaeth ar wahan y wrth yr affeithu, neu vn affeith heb amgen, llw deg wyr a deu vgeint a dyry. Ac val hynny y mae am losc ac am letrat ac eu haffeithu.

(48) [A4] Williams, p. 39. [A9] Richards, p. 51.

Lleidyf am letratkysswyn, or palla reith gwlat idaw, dirwyus vyd.

(49) [A2] Wade-Evans, pp. 40, 188.

Y neb a watto vn or nav affeith hyn: rodet lv deg wyr a deu vgeint heb gaeth a heb alltut.

(50) [A2] Wade-Evans, pp. 37, 184~85.

(51) [A3] Emanuel, p. 123. [A8] Fletcher, p. 25. [A5] Wiliam, pp. 74~75. [A10] Jenkins, pp. 156~57. [A4] Williams, pp. 34, 119. [A9] Richards, pp. 47, 131.

(52) [C9] 永井, 第5節。

(53) [A5] Wiliam, p. 46. [A10] Jenkins, p. 85.

(54) [C9] 永井, 第2節。

(55) [C3] 永井, 第2節。

(56) [C6] 永井, 第2節。

(57) [C3] 永井, 第2, 第3節。

#### 付論

(58) [B4] Giraldus, p. 207. [B27] Giraldus (Thorpe), p. 257.

Ad haec etiam rapinis insistere, raptoque vivere, furto, et latrocinio, non solum ad externos et hostiles populos, verum etiam inter se proprium habent.

(59) [B5] Giraldus, p. 39. [B29] Giraldus (Butler), p. 57.

(60) [D5] 永井, 第2節。

(61) [B4] Giraldus, p. 205. [B27] Giraldus (Thorpe), p. 255.

(62) 前半生期の彼は、セント・デヴィズ教会のメンバーとしてその財産が失われることを危惧し、失った財産、財源を取り戻す努力を重ねている。また、『自叙伝』の中で彼は個人的財産についても心配を重ねている。例えば、他人預けた貴重な写本がだまし取られないか心配し、旅の荷を託した者が行方不明になった際にも盗まれたのではないかと疑っている。

(63) [B4] Giraldus, pp. 206~207. [B27] Giraldus (Thorpe), p. 256.

#### 参考文献表

##### I 史料

###### (A) 「ウェールズ法」

[A1] Owen, Aneurin (ed., trans.): *Ancient Laws and Institutes of Wales, Laws Supposed to be Enacted by Howel the Good*, The Commissioners of the Public Records of the Kingdom, 1841.

[A2] Wade-Evans, A. W. (ed., trans.): *Welsh Medieval Law, being a Text of Laws of Howel the Good*, Clarendon Press, 1909. (「カヴネルス本」)

[A3] Emanuel, Hywel David (ed.): *The Latin Texts of the Welsh Laws*, University of Wales Press, 1967. (「ラテン語版」)

[A4] Williams, Stephen J. & Powell, J. Enoch (eds.): *Cyfreithiau Hywel Dda yn ol Llyfr Blegywryd (Dull Dyfed)*, University of Wales Press, 1942. (「ブレギウリッド本」)

[A5] Wiliam, Aled Rhys (ed.): *Llyfr Iorwerth, a Critical Text of the Venedotian Code of Medieval Welsh Law*, University of Wales Press, 1960. (「イオルウェルス本」)

[A6] Jenkins, Dafydd (ed.): *Llyfr Colan, y Gyfraith Gymreig yn ol Hanner Cyntaf Llawysgrif Pe-*

- niarth* 30, University of Wales Press, 1963. (「コラン本」)
- [A7] Jenkins, Dafydd (ed.): *Damweiniau Colan, Llyfr y Damweiniau yn ol Llawysgrif Peniarth 30*, Cymdeithas Lyfrau Ceredigion Gyf, 1973. (「コラン本補遺」)
- [A8] Fletcher, Ian F. (trans.): *Latin Redaction A of the Law of Hywel*, University of Wales Press, 1986. (「ラテン語A版」)
- [A9] Richards, Melville (trans.): *The Law of Hywel Dda (The Book of Blegywryd)*, Liverpool University Press, 1954. (「ブレギウリッド本」)
- [A10] Jenkins, Dafydd (ed., trans.): *The Law of Hywel Dda, Law Texts from Medieval Wales*, Gomer Press, 1986. (「イオルウェルス本」)
- [A11] Roberts, Sara Elin (ed. trans.): *The Legal Triads of Medieval Wales*, University of Wales Press, 2007.

(B) ギラルドゥスの著作と訳本

- [B1] Giraldus Cambrensis: *Topographia Hibernica* (in Dimock, James F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 5, H. M. S. O., 1867) (『アイルランド地誌』)
- [B2] Giraldus Cambrensis: *Expugnatio Hibernica* (in Dimock, James F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 5, H. M. S. O., 1867) (『アイルランド征服』)
- [B3] Giraldus Cambrensis: *Itinerarium Kambriae* (in Dimock, James F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 6, H. M. S. O., 1868) (『ウェールズ旅行記』)
- [B4] Giraldus Cambrensis: *Descriptio Kambriae* (in Dimock, James F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 6, H. M. S. O., 1868) (『ウェールズ案内』)
- [B5] Giraldus Cambrensis: *De Rebus a se Gestis* (in Brewer, J. S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 1, H. M. S. O., 1861.) (『自叙伝』)
- [B6] Giraldus Cambrensis: *Gemma Ecclesiastica* (in Brewer, J. S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 2, H. M. S. O., 1862)
- [B7] Giraldus Cambrensis: *De Principis Instructione* (in Warner, George F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 8, H. M. S. O., 1891) (『君主の訓育』)
- [B8] Giraldus Cambrensis: *Symbolum Electorum* (in Brewer, J. S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 1, H. M. S. O., 1861)
- [B9] Giraldus Cambrensis: *Speculum Ecclesiae* (in Brewer, J. S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 4, H. M. S. O., 1873)
- [B10] Giraldus Cambrensis: *De Jure et Statu Menevensis Ecclesiae, Dialogus* (in Brewer, J. S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 3, H. M. S. O., 1863) (『セント・デイヴィズ教会の権利と地位』)
- [B11] Giraldus Cambrensis: *Vita Sancti Dividis Menevensis Archiepiscopi* (in Brewer, J. S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis* vol. 3, H. M. S. O., 1863.) (『セント・デイヴィズ教会大司教聖デイヴィッド伝』)
- [B12] Giraldus Cambrensis: *De Vita Galfredi Archiepiscopi Eboracensis* (in Brewer, J. S. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 4, H. M. S. O., 1873.) (『ヨーク大司教ジョfrey伝』)
- [B13] Giraldus Cambrensis: *Vita Sancti Ethelberti*. (in [B8])
- [B14] Giraldus Cambrensis: *Vita Sancti Remigii* (in Dimock, James F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 7, H. M. S. O., 1877)
- [B15] Giraldus Cambrensis: *Vita Sancti Hugonis* (in Dimock, James F. (ed.): *Opera Giraldi*

- Cambrensis*, vol. 7, H. M. S. O., 1877)
- [B16] Giraldus Cambrensis, (Scott, A. B. & Martin, F. X. (ed., trans.)): *Expugnatio Hibernica, The Conquest of Ireland*, Royal Irish Academy, 1978. (『アイルランド征服』)
- [B17] Giraldus Cambrensis (Bartlett, Robert (ed., trans.)): *Instruction for a Ruler, De Principis Instructione*, Clarendon Press, 2018. (『君主の訓育』)
- [B18] Giraldus Cambrensis (Davies, W. S. (ed.)): De Invectionibus/The Book of Invectives of Giraldus Cambrensis, *Y Cymmrodor*, vol. xxx, 1920. (『論駁』)
- [B19] Giraldus Cambrensis (Lefevre, Y. & Huygens, R. B. C. (eds., trans.)): *Speculum Duorum, or a Mirror of Two Men*, University of Wales Press, 1974. (『二人の鑑』)
- [B20] Giraldus Cambrensis: Topography of Ireland (in Wright, Thomas (ed.), Forester, Thomas & Hoare, Richard Colt (trans.)): *The Historical Works of Giraldus Cambrensis*, H. G. Bohn, 1863. (『アイルランド地誌』)
- [B21] Gerald of Wales, (O' Meara, John (trans.)): *The History and Topography of Ireland*, Penguin Books, 1951. (『アイルランド地誌』)
- [B22] ギラルドゥス・カンブレンシス, (有光秀一訳): 『アイルランド地誌』, 青土社, 1996年。
- [B23] Giraldus Cambrensis: The Vaticinal History of the Conquest of Ireland (in Wright, Thomas (ed.), Forester, Thomas & Hoare, Richard Colt (trans.)): *The Historical Works of Giraldus Cambrensis*, H. G. Bohn, 1863. (『アイルランド征服』)
- [B24] Giraldus Cambrensis: The Itinerary through Wales (in Wright, Thomas (ed.), Foster, Thomas & Hoare, Richard Colt (trans.)): *The Historical Works of Giraldus Cambrensis*, H. G. Bohn, 1863) (『ウェールズ旅行記』)
- [B25] Giraldus Cambrensis: The Journey through Wales (in Thorpe, Lewis (trans.)): *The Journey through Wales and The Description of Wales*, Penguin Books, 1978. (『ウェールズ旅行記』)
- [B26] Giraldus Cambrensis: The Description of Wales (in Wright, Thomas (ed.), Foster, Thomas & Hoare, Richard Colt (trans.)): *The Historical Works of Giraldus Cambrensis*, H. G. Bohn, 1863) (『ウェールズ案内』)
- [B27] Giraldus Cambrensis: The Description of Wales (in Thorpe, Lewis (trans.)): *The Journey through Wales and The Description of Wales*, Penguin Books, 1978. (『ウェールズ案内』)
- [B28] Giraldus Cambrensis (Rutherford, Anne (ed., trans.)): "I, Giraldus", *The Autobiography of Giraldus Cambrensis (1145~1223)*, Rhwymbooks, 2002. (『自叙伝』)
- [B29] Giraldus Cambrensis (Butler, H. E. & Gillingham, John (eds., trans.)): *The Autobiography of Gerald of Wales*, The Boydell Press, 2005, (orig. 1937)

## II 参照文献 (本文や註で言及したもの)

### (C) 「ウェールズ法」

- [C1] Charles-Edwards, T. M: *The Welsh Laws*, University of Wales Press, 1989.
- [C2] 永井一郎 「ノルマン侵入後のウェールズ-独立をかけた戦い」(青山吉信 編著『世界歴史大系 イギリス史I 先史~中世』, 山川出版社, 1991年, 299~328ページ)。
- [C3] 永井一郎 「『ウェールズ法』にみられる『マイル』と『地のマイル』」『国学院経済学』第26巻4号, 1978年。
- [C4] 永井一郎 「『ウェールズ法』とハウエル・ザ王」『国学院経済学』第35巻2号, 1987年。
- [C5] 永井一郎 「ウェールズの古法-12世紀以前の史料から」『国学院経済学』第35巻3・4号, 1987年。

- [C6] 永井一郎「よい人々，長老達，判事達－初期中世ウェールズの紛争解決」『国学院経済学』第36巻2・3号，1988年。
- [C7] 永井一郎「『ウェールズ法』のマニュスクリプト・グループ」『国学院経済学』第36巻4号，1989年。
- [C8] 永井一郎「早期中世ウェールズにおける窃盗」『国学院経済学』第39巻2号，1991年。
- [C9] 永井一郎「『国の宣誓』，『国の評決』，『国の長老』と『国』」『国学院経済学』第42巻2号，1994年。
- [C10] 永井一郎「『契約は法を打ち破る』－12，13世紀ウェールズと8世紀末アイルランドにおける法認識（Ⅰ），（Ⅱ）」『国学院経済学』第50巻2号，3・4号，2002年。
- [C11] 永井一郎「『4つの盾』について－『ウェールズ法』の証言（3）（Ⅰ），（Ⅱ）」『国学院経済学』第55巻2号，3・4号，2007年。
- [C12] 永井一郎「『ウェールズ法』における動産『所有』権の確認」『国学院経済学』第57巻1号，2008年。
- [C13] 永井一郎「『ウェールズ法』の三題歌とその口唱－『土地要求』規定を事例として」『エール』第30号，2010年。
- [C14] 永井一郎「『ウェールズ法』の起源とハウエル善良王（Ⅰ），（Ⅱ）」『国学院経済学』第61巻1号，2012年，第61巻3・4号，2013年。

(D) ギラルドゥス・カンブレンシス

- [D1] 永井一郎「『ウェールズ案内』におけるギラルドゥス・カンブレンシスの二元性」『国学院経済学』第57巻3・4号，2009年。
- [D2] 永井一郎「ギラルドゥス・カンブレンシスと12世紀南ウェールズの政治世界（Ⅰ），（Ⅱ）」『国学院経済学』第59巻1号，2010年，第59巻2号，2011年。
- [D3] 永井一郎「ギラルドゥス・カンブレンシスの自己認識とウェールズ評価（Ⅰ），（Ⅱ）」『国学院経済学』第59巻3・4号，2011年，第60巻2号，2012年。
- [D4] 永井一郎「『ウェールズ案内』を読み直す－著者ギラルドゥスの執筆意図を手がかりに（Ⅰ），（Ⅱ）」『国学院経済学』第65巻1号，2016年，第65巻2号，2017年。
- [D5] 永井一郎「ギラルドゥス・カンブレンシスの帰属意識」『国学院経済学』第69巻1号，2020年。